

令和3年8月1日

兵庫労働局長登録教習機関(兵労基安登録第177号)
(一社)兵庫労働基準連合会 西脇事務所(登録有効期限 令和6年3月30日)

令和4年度 高所作業車運転技能講習のご案内

労働安全衛生法第61条第1項、労働安全衛生法施行令第20条第15号により、作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務は、高所作業車運転技能講習修了者でなければその業務に従事できないことになっています。当事務所では下記の日程で技能講習を実施いたします。

1. 日時・場所

〔学科〕 令和4年10月27日(木) 8:50~19:25 (受付8:40)

場所: 北はりま職業訓練センター 西脇市平野町189-1

〔実技〕 令和4年10月30日(日) 8:50~17:00 (受付8:40)

場所: 株式会社きんでん 社営業所 加東市社1238-1

2. 受講料

対象者	講習料(税込み)	テキスト代(税込み)	合計	添付書類
・普通自動車以上の免許所有者 ・車両系建設機械(整地等基礎、解体)又は不整地運搬車技能講習、 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダ等運転技能講習 修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者、移動式クレーン運転士 免許所有者	35,200円	2,090円	37,290円	免許証・修了証 の写し

※お申し込み後の取消・返金はできません。ご了承ください。

3. 定員 30名(定員になり次第締め切らせていただきます)
4. 受付期間 8月16日(火)~10月18日(火)
5. その他 テキストは、学科当日にお渡しします。
必ずマスク着用と当日朝の検温をお願いします。

申込方法

申込書(カラー写真を貼付)・受講料・添付書類を下記へ持参してください。

- ・申込書はHPからダウンロードできます。
- ・ご本人が正確に記入してください。
- ・受講される科目「高所作業車運転」に(○)を記入してください。
- ・現住所は、住民票の住所を記入してください。
- ・申込書貼付の写真裏面に氏名を記入してください。
- ③写真はスキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印刷しますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

(一社)兵庫労働基準連合会 西脇事務所(西脇労働基準協会内)

西脇市西脇 771-121 Tel. 0795-23-3067

ご提出いただいた個人情報は、本講習実施の目的以外には使用いたしません。

(注 意) 本人確認のため、受講者は講習の初日受付時に、本人確認書類(運転免許証・健康保険証・住基カード・マイナンバーカード等)を提示してください。

(お願い) 会場の都合により、学科受講時は「安全靴」でのご来場はご遠慮ください。